

平成30年7月12日

保護者の皆さまへ

大阪府立東百舌鳥高等学校
校長 石田利生

非常変災時に対する措置について（お知らせ）

保護者の皆さまにおかれましては、日頃より本校教育にご理解、ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、6月20日及び7月6日の非常変災による臨時休校措置につきましては、生徒及び保護者の皆さまへの連絡・周知が遅くなり誠に申し訳ございませんでした。

今後このようなことが生起しないよう、下記の通り非常変災時に対する措置の見直しを行いました。非常変災時の措置に関しまして、迅速な連絡・周知を図ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

■ 暴風警報または特別警報発令に伴う措置 ■		
発令地域	基準となる時間	授業開始時刻
1	午前7時以前(午前7時を含む)に解除	平常通り授業
2	午前7時から午前10時まで(午前10時を含む)に解除	午後(5限目)より授業
3	午前10時を過ぎても発令	臨時休校
※	考查日または午前中授業の日で、午前7時の時点で警報が出ている場合、臨時休校とする。	

■ 交通機関運休時(非常変災時またはストライキ時) ■		
対象となる鉄道	基準となる時間	授業開始時刻
1	午前7時以前(午前7時を含む)に解除	平常通り授業
2	午前7時から午前10時まで(午前10時を含む)に解除	午後(5限目)より授業
3	午前10時を過ぎても運休	臨時休校
※	考查日または午前中授業の日で、午前7時の時点で運休の場合、臨時休校とする。	

■ 注意 ■	
1	テレビ、ラジオなどのニュースに注意して、間違いのないようにすること。
2	警報解除・運休解除後の登校に当たっては、混雑等が予想されるので、安全に注意すること。
3	登校できない場合は、必ず学校に連絡すること。特に、堺市以外に居住し、居住地に警報等が出ている場合は、学校に連絡すること。

お問い合わせ先

教頭 夏川 照章

(072) 235-3781